

トレジャーネット信用取引取扱規程 新旧対照表

新	旧
<p>トレジャーネット信用取引取扱<u>規程</u></p>	<p>トレジャーネット信用取引取扱<u>規定</u>  むさし証券株式会社</p>
<p>第1条 規程の趣旨 (1)本規程は、むさし証券トレジャーネット（以下「トレジャーネット」といいます。）における信用取引に関する サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関するお客様との取決めです。 (2)お客様は、本サービスを利用するにあたって、本規程によるほか、関係法令諸規則、信用取引口座設定約諾書、信用取引に関する説明書及びトレジャーネット各規程等を遵守するものとします。</p>	<p>第1条 規定の趣旨 (1)本規定は、むさし証券トレジャーネット（以下「トレジャーネット」といいます。）における信用取引に関する サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関するお客様との取決めです。 (2)お客様は、本サービスを利用するにあたって、本規定によるほか、関係法令諸規則、信用取引口座設定約諾書、信用取引に関する説明書及びトレジャーネット各規定等を遵守するものとします。</p>
<p>第2条 信用取引口座開設の申込み (1)お客様は、以下の要件をすべて満たす場合にトレジャーネットに信用取引口座開設の申込みを行うことができるものとします。 1)すでに「証券総合取引約款」・「トレジャーネット取引取扱規程」に基づく取引口座を開設していること。 5)信用取引制度、信用取引のリスクを理解し、本規程、信用取引口座設定約諾書及び信用取引に関する説明書の内容を承諾していること。 6)インターネットを利用できる環境にあり、かつ当社からの連絡事項等を取引画面の通知及び電子メールにて受け取ることに同意すること。 9)信用取引に関する取引報告書等について、当社が別途定める「取引報告書等の電磁的方法による交付等取扱規程」に従い通知することに同意すること。 (2)当社が前項の要件及び当社が定める基準により信用取引口座開設の審査を行い、当社がこれを承認した場合に限り、お客様は信用取引口座を開設できるものとします。審査の結果、信用取引口座の開設ができない場合、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。</p>	<p>第2条 信用取引口座開設の申込み (1)お客様は、以下の要件をすべて満たす場合にトレジャーネットに信用取引口座開設の申込みを行うことができるものとします。 1)すでに「証券総合取引約款」・「トレジャーネット取引取扱規定」に基づく取引口座を開設していること。 5)信用取引制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、信用取引口座設定約諾書及び信用取引に関する説明書の内容を承諾していること。 6)インターネットを利用できる環境にあること。 9)信用取引に関する事項について、当社が別途定める「電磁的方法による交付等取扱規定」及びホームページで掲示することで通知することに同意すること。 (2)当社が、前項の要件及び当社が定める基準により信用取引口座開設の可否を審査、当社がこれを承認した場合に限り、お客様は信用取引口座を開設できるものとします。なお、審査の結果、お客様が信用取引口座の開設ができない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。</p>
<p>第3条 取引の種類 トレジャーネットにおいてお客様が信用取引を行うことができる商品及び取引の種類は、当社が別途定めるものとします。</p>	<p>第3条 取引の種類 お客様が信用取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。</p>
<p>第4条 信用取引による取扱数量 お客様が信用取引により有価証券の買付又は売却の取引注文を行うことができる数量は、当社が別途定めるものとします</p>	<p>第4条 信用取引による取扱数量 お客様が信用取引により有価証券の買付又は売却の取引注文を行うことができる数量は、当社が定めるものとします</p>

新	旧
<p>第 10 条 委託保証金の率及び最低金額</p> <p>(1) <u>委託保証金の率（建玉金額に対する割合をいいます。以下同じ。）は 30%とします。委託保証金の最低金額（委託保証金からお客様の未払費用控除後の金額をいいます。）は 30 万円とします。</u></p> <p>(2) 委託保証金が前項の率若しくは金額を下回っている場合は、保証金からお預り金への振替、新規の買建て若しくは売建ては行うことができないものとします。又、この場合、当社はお客様の<u>新規建て注文を、受託しないものとします。</u></p>	<p>第 10 条 委託保証金の率及び最低金額</p> <p>(1) <u>委託保証金の率は 30%としますが、その最低金額は 30 万円とします。</u></p> <p>(2) 委託保証金が前項の率若しくは金額を下回っている場合は、保証金からお預り金への振替、新規の買建て若しくは売建ては行うことができないものとします。又、この場合、当社はお客様の<u>取引注文を、任意で取消できるものとします。</u></p>
<p>第 11 条 委託保証金の最低維持率</p> <p>(1) 委託保証金の最低維持率は 25%とします。</p> <p>(2) <u>委託保証金が前項の最低維持率を下回った場合、お客様は下回った日の翌々営業日の正午までに、前条に定める委託保証金の率を上回るために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。</u></p>	<p>第 11 条 委託保証金の最低維持率</p> <p>(1) 委託保証金の最低維持率は 25%とします。又、<u>その最低金額は 30 万円とします。</u></p> <p>(2) <u>委託保証金が前項の最低維持率を下回った場合、または、委託保証金の額が 30 万円を下回った場合は、お客さまは下回った日の翌々営業日の正午までに、前条に定める委託保証金の率を上回りかつ 30 万円を上回るために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。</u></p>
<p>第 12 条 返済期日</p> <p>(3) 前項又は前々項にかかわらず、お客様が所定の期日までに反対売買又は品受け若しくは品渡しを行わなかった場合は、当社は返済期日当日に、お客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該建玉を反対売買又は品受け若しくは品渡しを行うことができるものとします。</p>	<p>第 12 条 返済期日</p> <p>(3) 前項又は前々項にかかわらず、お客様が所定の期日までに反対売買又は品受け若しくは品渡しを行わなかった場合は、当社は返済期日当日に、お客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該建玉を反対売買又は品受け若しくは品渡しを行うことができるものとします。</p>
<p>第 13 条 不足金</p> <p>(1) 信用取引の<u>損金等</u>により不足金が発生した場合、お客様は当社に対して所定の期日までにその額に相当する金銭を差し入れるものとします。</p> <p>(2) 前項の不足金の差し入れは、建玉の返済により解放された保証金現金を充当する方法で代替することができるものとします。<u>ただし、第 10 条 1 項の保証金率及び最低金額を超過した金額で、かつ、現にお預かりしている保証金現金の範囲内とします。</u></p> <p>(3) 第 1 項の不足金の差し入れは、建玉の返済により確定した利益金のうち当社が定める率を乗じた金額で充当する方法で代替することができるものとします。<u>ただし、第 10 条 1 項の保証金率及び最低金額を超過した金額で、かつ、現にお預かりしている保証金現金の範囲内とします。</u></p>	<p>第 13 条 不足金</p> <p>(1) 信用取引の<u>損金</u>により不足金が発生した場合、お客様は当社に対して所定の期日までにその額に相当する金銭を差し入れるものとします。</p> <p>(2) 前項の不足金の差し入れは、建玉の返済により解放された保証金現金を充当する方法で代替することができるものとします。<u>ただし、その金額は第 10 条 1 項の保証金率を超過した金額で、かつ、現にお預かりしている保証金現金の範囲内とします。</u></p> <p>(3) 第 1 項の不足金の差し入れは、建玉の返済により確定した利益金のうち当社が定める率を乗じた金額で充当する方法で代替することができるものとします。<u>ただし、その金額は第 10 条 1 項の保証金率を超過した金額で、かつ、現にお預かりしている保証金現金の範囲内とします。</u></p>

新	旧
<p>第 14 条 債務不履行</p> <p>(1) お客様が所定の期日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の保証金代用有価証券、建玉及びお取引口座の有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。又この場合、当社はお客様の取引注文を、任意で<u>取消できるもの</u>とします。</p>	<p>第 14 条 債務不履行</p> <p>(1) お客様が所定の期日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の保証金代用有価証券、建玉及びお取引口座の有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。又この場合、当社はお客様の取引注文を、任意で<u>取消を行うことができるもの</u>とします。</p>
<p>第 21 条 信用取引利用の禁止・解除</p> <p>(1) お客様が、関係法令諸規則、トレジャーネット各規程、本規程、「信用取引口座設定約諾書」又は「信用取引に関する説明書」に定める事項に違反した場合、(以下省略)</p>	<p>第 21 条 信用取引利用の禁止・解除</p> <p>(1) お客様が、関係法令諸規則、トレジャーネット各規定、本規定、「信用取引口座設定約諾書」又は「信用取引に関する説明書」に定める事項に違反した場合、(以下省略)</p>
<p>第 22 条 遅延損害金の支払</p> <p>信用取引に関し、お客様が当社に対し債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、約定履行期日の翌日より履行日まで、債務額に所定の率を乗じた遅延損害金を当社に支払うものとします。</p>	<p>第 22 条 (新設)</p>
<p>第 23 条 免責事項</p> <p>お客様の信用取引に当たり、当社はトレジャーネット取引取扱規程その他に定める免責事項が発生した場合は、その責を一切負わないものとします。</p>	<p>第 23 条 (新設)</p>
<p>第 24 条 規程の変更</p> <p>本規程は、法令の変更、監督官庁の指示又は金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に<u>民法 548 条の 4 の規定に基づき改訂されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>第 22 条 規定の変更</p> <p>本規定は、法令の変更、監督官庁の指示又は金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をホームページで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、<u>お客様において所定の期日までに異議のお申し立てがないとき、又はその改定事項がホームページで掲示された以降新規の建玉を行った場合は、改訂にご同意いただいたものとして 取扱うもの</u>とします。</p>

新	旧
<p>付 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この<u>規程</u>は、平成 17 年 7 月 25 日より実施する。</li> <li>2. この<u>規程</u>は、平成 17 年 12 月 26 日より一部改訂、実施する。</li> <li>3. この<u>規程</u>は、平成 18 年 7 月 25 日より一部改訂、実施する。</li> <li>4. この<u>規程</u>は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改訂、実施する。</li> <li>5. この<u>規程</u>は、平成 23 年 11 月 1 日より一部改訂、実施する。</li> <li>6. この<u>規程</u>は、平成 25 年 7 月 16 日より一部改訂、実施する。</li> <li>7. この<u>規程</u>は、平成 27 年 4 月 1 日より一部改訂、実施する。</li> <li>8. この<u>規程</u>は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改訂、実施する。</li> </ol>	<p>付 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この<u>規定</u>は、平成 17 年 7 月 25 日より実施する。</li> <li>2. この<u>規定</u>は、平成 17 年 12 月 26 日より一部改訂、実施する。</li> <li>3. この<u>規定</u>は、平成 18 年 7 月 25 日より一部改訂、実施する。</li> <li>4. この<u>規定</u>は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改訂、実施する。</li> <li>5. この<u>規定</u>は、平成 23 年 11 月 1 日より一部改訂、実施する。</li> <li>6. この<u>規定</u>は、平成 25 年 7 月 16 日より一部改訂、実施する。</li> <li>7. この<u>規定</u>は、平成 27 年 4 月 1 日より一部改訂、実施する。</li> </ol>